

広島県総合グラウンド設置及び管理条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第三号

広島県総合グラウンド設置及び管理条例等の一部を改正する条例

(広島県総合グラウンド設置及び管理条例の一部改正)

第一条 広島県総合グラウンド設置及び管理条例(昭和三十九年広島県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第十六条 (略)</p> <p>第十七条 知事は、指定管理者の指定を受ける者がいないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、総合グラウンドの管理を行うものとする。</p> <p>2 知事は、前項の規定により総合グラウンドの管理を行う場合においては、グラウンド及び附属設備を利用する者から、使用料を徴収する。</p> <p>3 第九条第一項及び第三項並びに第十条の規定は、前項の使用料について準用する。この場合において、これらの規定中「指定管理者が別表第一から別表第八までに定める金額の範囲内で知事の承認を受けて定める」とあるのは「別表第一から別表第八までに定める金額の範囲内で知事が定める」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、「利用許可を受けた者」とあるのは「使用料を納付した者」と、「指定管理者は」とあるのは「知事は」と読み替えるものとする。</p> <p>第十八条 (略)</p>	<p>第十六条 (略)</p> <p>第十七条 (略)</p>

(広島県立総合体育館設置及び管理条例の一部改正)

第二条 広島県立総合体育館設置及び管理条例(昭和三十九年広島県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第十八条 (略)</p> <p>例 (指定管理者の指定を取り消した場合等の特例)</p> <p>第十九条 知事は、指定管理者の指定を受ける者がなく、指定管理者を指定することができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、体育館の管理を行うものとする。</p> <p>2 知事は、前項の規定により体育館の管理を行う場合においては、施設等を利用する者から、使用料を徴収する。</p> <p>3 第十条第一項及び第三項並びに第十一条の規定は、前項の使用料について準用する。この場合において、これらの規定中「指定管理者が別表第一から別表第七までに定める金額の範囲内で知事の承認を受けて定める」とあるのは「別表第一から別表第七までに定める金額の範囲内で知事が定める」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、「利用許可を受けた者」とあるのは「使用料を納付した者」と、「指定管理者は」とあるのは「知事は」と読み替えるものとする。</p> <p>第十九条 (略)</p>	<p>第十八条 (略)</p>

(広島県立広島国際協力センター設置及び管理条例の一部改正)

第三条 広島県立広島国際協力センター設置及び管理条例(平成八年広島県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第十七条 (略)</p> <p>例 (指定管理者の指定を取り消した場合等の特例)</p> <p>第十八条 知事は、指定管理者の指定を受ける者がなく、指定管理者を指定することができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、国際協力センターの管理を行うものとする。</p> <p>2 知事は、前項の規定により国際協力センターの管理を行う場合においては、施設を利用</p>	<p>第十七条 (略)</p>

<p>する者から、使用料を徴収する。</p> <p>3 第九条第一項及び第三項並びに第十条の規定は、前項の使用料について準用する。この場合において、これらの規定中「指定管理者が別表第二に定める金額の範囲内で知事の承認を受けて定める」とあるのは「別表第二に定める金額の範囲内で知事が定める」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、「第七条第一項の利用の許可を受けた者（以下「利用の許可を受けた者」という。）」「とあるのは「使用料を納付した者」と、「指定管理者は」とあるのは「知事は」と読み替えるものとする。</p> <p>第十九条 (略)</p>	<p>第十八条 (略)</p>
---	-----------------

(広島県縮景園設置及び管理条例の一部改正)

第四条 広島県縮景園設置及び管理条例（昭和三十九年広島県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第二十一条 (略)</p> <p>(指定管理者の指定を取り消した場合等の特例)</p> <p>第二十二条 知事は、指定管理者の指定を受ける者がいないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、縮景園の管理を行うものとする。</p> <p>2 知事は、前項の規定により縮景園の管理を行う場合においては、園内施設又は駐車場を利用する者から、使用料を徴収する。</p> <p>3 第十三条第一項及び第三項並びに第十四条の規定は、前項の使用料について準用する。この場合において、これらの規定中「指定管理者が別表第二又は別表第三に定める金額の範囲内で知事の承認を受けて定める」とあるのは「別表第二又は別表第三に定める金額の範囲内で知事が定める」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、「利用許可を受けた者」とあるのは「使用料を納付した者」と、「指定管理者は」とあるのは「知事は」と読み替えるものとする。</p> <p>第二十三条 (略)</p>	<p>第二十一条 (略)</p> <p>第二十三条 (略)</p>

(広島県立美術館条例の一部改正)

第五条 広島県立美術館条例(昭和四十三年広島県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第二十一条 (略)</p> <p>(指定管理者の指定を取り消した場合等の特例)</p> <p>第二十二条 知事は、指定管理者の指定を受ける者がいないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、美術館の管理を行うものとする。</p> <p>2 知事は、前項の規定により美術館の管理を行う場合においては、展示施設等及び駐車場を利用する者から、使用料を徴収する。</p> <p>3 第十二条第一項及び第三項並びに第十四条の規定は、前項の使用料について準用する。</p> <p>この場合において、これらの規定中「指定管理者が別表第二及び別表第三に定める金額の範囲内で教育委員会の承認を受けて定める」とあるのは「別表第二及び別表第三に定める金額の範囲内で教育委員会が定める」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、「利用許可を受けた者」とあるのは「使用料を納付した者」と、「指定管理者は」とあるのは「知事は」と読み替えるものとする。</p> <p>第二十三条 (略)</p>	<p>第二十一条 (略)</p> <p>第二十二條 (略)</p>

(広島県民文化センター設置及び管理条例の一部改正)

第六条 広島県民文化センター設置及び管理条例(昭和五十九年広島県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第十九条 (略)</p> <p>(指定管理者の指定を取り消した場合等の特例)</p> <p>第二十条 知事は、指定管理者の指定を受ける者がいないとき、指定管理者を指定することが</p>	<p>第十九条 (略)</p>

<p>できないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、県民文化センターの管理を行うものとする。</p> <p>2 知事は、前項の規定により県民文化センターの管理を行う場合においては、施設等を利用しようとする者から、使用料を徴収する。</p> <p>3 第十条第一項及び第三項、第十一条及び第十二条の規定は、前項の使用料について準用する。この場合において、これらの規定中「指定管理者が別表に定める金額の範囲内で知事の承認を受けて定める」とあるのは「別表に定める金額の範囲内で知事が定める」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、「第七条第一項の利用の許可を受けた者（以下「利用許可を受けた者」という。）」とあるのは「使用料を納付した者」と、「指定管理者は」とあるのは「知事は」と読み替えるものとする。</p> <p>第二十一条（略）</p>	<p>第二十条（略）</p>
--	----------------

（広島県立文化芸術ホール設置及び管理条例の一部改正）

第七条 広島県立文化芸術ホール設置及び管理条例（平成十九年広島県条例第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第十八条（略）</p> <p>第十九条 知事は、指定管理者の指定を受ける者がないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、文化芸術ホールの管理を行うものとする。</p> <p>2 知事は、前項の規定により文化芸術ホールの管理を行う場合においては、施設等を利用しようとする者から、使用料を徴収する。</p> <p>3 第十条第一項及び第三項並びに第十一条の規定は、前項の使用料について準用する。この場合において、これらの規定中「指定管理者が別表に定める金額の範囲内で知事の承認を受けて定める」とあるのは「別表に定める金額の範囲内で知事が定める」と、「利用料</p>	<p>第十八条（略）</p>

<p>「金」とあるのは「使用料」と、「第七条第一項の利用の許可を受けた者（以下「利用許可を受けた者」という。）」「とあるのは「使用料を納付した者」と、「指定管理者は」とあるのは「知事は」と読み替えるものとする。</p> <p>第二十条（略）</p>	<p>第十九条（略）</p>
--	----------------

（広島県立県民の森設置及び管理条例の一部改正）

第八条 広島県立県民の森設置及び管理条例（昭和四十六年広島県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第十七条（略）</p> <p>第十八条 知事は、指定管理者の指定を受ける者がなく、指定管理者を指定することができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、県民の森の管理を行うものとする。</p> <p>2 知事は、前項の規定により県民の森の管理を行う場合においては、施設等を利用する者から、使用料を徴収する。</p> <p>3 第十条第一項及び第三項並びに第十一条の規定は、前項の使用料について準用する。この場合において、これらの規定中「指定管理者が別表第二に定める金額の範囲内で知事の承認を受けて定める」とあるのは「別表第二に定める金額の範囲内で知事が定める」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、「第八条第一項の利用の許可を受けた者（以下「利用許可を受けた者」という。）」「とあるのは「使用料を納付した者」と、「指定管理者は」とあるのは「知事は」と読み替えるものとする。</p> <p>第十九条（略）</p>	<p>第十七条（略）</p> <p>第十八条（略）</p>

（自然公園施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第九条 自然公園施設の設置及び管理に関する条例（昭和五十一年広島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう

に改正する。

改正後	改正前
<p>第十八条 (略)</p> <p>(指定管理者の指定を取り消した場合等の特例)</p> <p>第十九条 知事は、指定管理者の指定を受ける者がないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、公園施設の管理を行うものとする。</p> <p>2 知事は、前項の規定により公園施設の管理を行う場合においては、別表第四に掲げる施設等を利用する者から、使用料を徴収する。</p> <p>3 第十三条第一項及び第三項並びに第十四条の規定は、前項の使用料について準用する。</p> <p>この場合において、これらの規定中「指定管理者が同表に定める金額の範囲内で知事の承認を受けて定める」とあるのは「同表に定める金額の範囲内で知事が定める」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、「利用許可を受けた者」とあるのは「使用料を納付した者」と、「指定管理者は」とあるのは「知事は」と読み替えるものとする。</p> <p>第二十条 (略)</p>	<p>第十八条 (略)</p> <p>第十九条 (略)</p>

(広島県立もみのき森林公園設置及び管理条例の一部改正)

第十条 広島県立もみのき森林公園設置及び管理条例(昭和五十九年広島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第十六条 (略)</p> <p>(指定管理者の指定を取り消した場合等の特例)</p> <p>第十七条 知事は、指定管理者の指定を受ける者がないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、もみのき森林公園の管理を行うものとする。</p> <p>2 知事は、前項の規定によりもみのき森林公</p>	<p>第十六条 (略)</p>

<p>園の管理を行う場合においては、施設等を利用する者から、使用料を徴収する。</p> <p>3 第九条第一項及び第三項並びに第十条の規定は、前項の使用料について準用する。この場合において、これらの規定中「指定管理者が別表第二に定める金額の範囲内で知事の承認を受けて定める」とあるのは「別表第二に定める金額の範囲内で知事が定める」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、「第七条第一項の利用の許可を受けた者（以下「利用許可を受けた者」という。）」「とあるのは「使用料を納付した者」と、「指定管理者は」とあるのは「知事は」と読み替えるものとする。</p> <p>第十八条（略）</p>	<p>第十七条（略）</p>
--	----------------

（広島県立県民の浜設置及び管理条例の一部改正）

第十一条 広島県立県民の浜設置及び管理条例（昭和六十三年広島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第十六条（略）</p> <p>（指定管理者の指定を取り消した場合等の特例）</p> <p>第十七条 知事は、指定管理者の指定を受ける者がなく、指定管理者を指定することができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、県民の浜の管理を行うものとする。</p> <p>2 知事は、前項の規定により県民の浜の管理を行う場合においては、施設等を利用する者から、使用料を徴収する。</p> <p>3 第九条第一項及び第三項並びに第十条の規定は、前項の使用料について準用する。この場合において、これらの規定中「指定管理者が別表第二に定める金額の範囲内で知事の承認を受けて定める」とあるのは「別表第二に定める金額の範囲内で知事が定める」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、「第七条第一項の利用の許可を受けた者（以下「利用許可を受けた者」という。）」「とあるのは「使用料を納付した者」と、「指定管理者は」とあるのは「知事は」と読み替えるものとする。</p>	<p>第十六条（略）</p>

第十八条・第十九条 (略)

第十七条・第十八条 (略)

(広島県立中央森林公園設置及び管理条例の一部改正)

第十二条 広島県立中央森林公園設置及び管理条例(平成五年広島県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第十六条 (略)</p> <p>(指定管理者の指定を取り消した場合等の特例)</p> <p>第十七条 知事は、指定管理者の指定を受ける者がないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、中央森林公園の管理を行うものとする。</p> <p>2 知事は、前項の規定により中央森林公園の管理を行う場合においては、施設等を利用する者から、使用料を徴収する。</p> <p>3 第九条第一項及び第三項並びに第十条の規定は、前項の使用料について準用する。この場合において、これらの規定中「指定管理者が別表第二及び別表第三に定める金額の範囲内で知事の承認を受けて定める」とあるのは「別表第二及び別表第三に定める金額の範囲内で知事が定める」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、「第七条第一項の利用の許可を受けた者(以下「利用許可を受けた者」という。)(一とあるのは「使用料を納付した者」と、「指定管理者は」とあるのは「知事は」と読み替えるものとする。</p>	<p>第十六条 (略)</p> <p>第十七条 (略)</p>

(広島県立広島がん高精度放射線治療センター設置及び管理条例の一部改正)

第十三条 広島県立広島がん高精度放射線治療センター設置及び管理条例(平成二十六年広島県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第十八条 (略)</p>	<p>第十八条 (略)</p>

<p>例) (指定管理者の指定を取り消した場合等の特例)</p> <p>第十八条の二 知事は、指定管理者の指定を受ける者がいないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、センターの管理を行うものとする。</p> <p>2 知事は、前項の規定によりセンターの管理を行う場合においては、センター及び別表第一に掲げる施設を利用する者から、使用料を徴収する。</p> <p>3 第九条及び第十条の規定は、前項の使用料について準用する。この場合において、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者が同表に定める金額の範囲内で知事の承認を受けて定める」とあるのは「同表に定める金額の範囲内で知事が定める」と、「指定管理者は」とあるのは「知事は」と読み替えるものとする。</p>	
--	--

(広島県健康福祉センター設置及び管理条例の一部改正)

第十四条 広島県健康福祉センター設置及び管理条例(平成四年広島県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第十七条 (略)</p> <p>第十八条 知事は、指定管理者の指定を受ける者がいないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、センターの管理を行うものとする。</p> <p>2 知事は、前項の規定によりセンターの管理を行う場合においては、研修室等を利用する者から、使用料を徴収する。</p> <p>3 第九条第一項及び第三項並びに第十条の規定は、前項の使用料について準用する。この場合において、これらの規定中「指定管理者が別表に定める金額の範囲内で知事の承認を受けて定める」とあるのは「別表に定める金額の範囲内で知事が定める」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、「第七条第一項</p>	<p>第十七条 (略)</p>

<p>の利用の許可を受けた者（以下「利用許可を受けた者」という。）」「とあるのは「使用料を納付した者」と、「指定管理者は」とあるのは「知事は」と読み替えるものとする。</p>	<p>第十九条（略）</p>	<p>第十八条（略）</p>
---	----------------	----------------

（広島県立視覚障害者情報センター設置及び管理条例の一部改正）

第十五条 広島県立視覚障害者情報センター設置及び管理条例（昭和三十九年広島県条例

第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第十条（略） （指定管理者の指定を取り消した場合等の特例）</p>	<p>第十条（略）</p>
<p>第十一条 知事は、指定管理者の指定を受ける者がなく、指定管理者を指定することができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、視覚障害者情報センターの管理を行うものとする。</p>	<p>第十一条（略）</p>
<p>第十二条（略）</p>	<p>第十一条（略）</p>

（広島県立障害者リハビリテーションセンター設置及び管理条例の一部改正）

第十六条 広島県立障害者リハビリテーションセンター設置及び管理条例（昭和五十三年

広島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（利用料金等の納付等） 第九条 医療センターを利用する者、若草園又は若草療育園を利用する者（児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により入所する者を除く。以下同じ。）及びあけぼのを利用する者（身体障害者福祉法第十八条第二項の規定により入所する者を除く。以下同じ。）は、別表第一に定める利用料金又は別表第四に定める手数料を納付しなければならない。ただし、消費税法（昭和六十三年法律第八号）別表第一第六号に掲げる療養、医療若しくは施設療養又はこれらに類するものとしての資</p>	<p>（利用料金等の納付等） 第九条 医療センターを利用する者、若草園又は若草療育園を利用する者（児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により入所する者を除く。）及びあけぼのを利用する者（身体障害者福祉法第十八条第二項の規定により入所する者を除く。）は、別表第一に定める利用料金又は別表第四に定める手数料を納付しなければならない。ただし、消費税法（昭和六十三年法律第八号）別表第一第六号に掲げる療養、医療若しくは施設療養又はこれらに類するものとしての資産の譲渡等（これら</p>

産の譲渡等（これらのうち特別の病室の提供その他の財務大臣の定めるものにあつては、財務大臣の定める金額に相当する部分に限る。）に該当しないものに係る診療料及び食事療養料については、別表第一（備考一を除く。）の規定にかかわらず、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十六条第二項の規定により厚生労働大臣が定めるところ（以下「療養費用算定方法」という。）及び同法第八十五条第二項の規定により厚生労働大臣が定める基準（以下「食事療養費用算定基準」という。）に定めるところにより算定した額に百分の百十を乗じて得た額とする。

2-4 (略)

第十八条 (略)

のうち特別の病室の提供その他の財務大臣の定めるものにあつては、財務大臣の定める金額に相当する部分に限る。）に該当しないものに係る診療料及び食事療養料については、別表第一（備考一を除く。）の規定にかかわらず、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十六条第二項の規定により厚生労働大臣が定めるところ（以下「療養費用算定方法」という。）及び同法第八十五条第二項の規定により厚生労働大臣が定める基準（以下「食事療養費用算定基準」という。）に定めるところにより算定した額に百分の百十を乗じて得た額とする。

2-4 (略)

第十八条 (略)

例）（指定管理者の指定を取り消した場合等の特

第十八条の二 知事は、指定管理者の指定を受ける者がいないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、リハビリテーションセンターの管理を行うものとする。

2| 知事は、前項の規定によりリハビリテーションセンターの管理を行う場合においては、医療センターを利用する者、若草園又は若草療育園を利用する者、あけぼのを利用する者、スポーツ交流センターを利用する者及び宿泊施設を利用する者から、使用料を徴収する。

3| 第九条から第十条までの規定は、前項の使用料について準用する。この場合において、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者が別表第二に定める金額の範囲内で知事の承認を受けて定める」とあるのは「別表第二に定める金額の範囲内で知事が定める」と、「指定管理者が別表第三に定める金額の範囲内で知事の承認を受けて定める」とあるのは「別表第三に定める金額の範囲内で知事が定める」と、「指定管理者は」とあるのは「知事は」と、「あらかじめ知事の承認を得て、前条の」とあるのは「前条の」と読み替えるものとする。

（広島県立福山若草園設置及び管理条例の一部改正）

第十七条 広島県立福山若草園設置及び管理条例（昭和五十三年広島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第七條 福山若草育成園又は福山若草療育園を利用する者(法第二十七條第一項第三号の規定により入所する者を除く。以下同じ。)は、別表第一に定める利用料金又は別表第三に定める手数料を納付しなければならない。ただし、消費税法(昭和六十三年法律第八号)別表第一第六号に掲げる療養若しくは医療又はこれらに類するものとしての資産の譲渡等(これらのうち特別の病室の提供その他の財務大臣の定めるものにあつては、財務大臣の定める金額に相当する部分に限る。)に該当しないものに係る診療料及び食事療養料については、別表第一(備考一を除く。)の規定にかかわらず、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七十六條第二項の規定により厚生労働大臣が定めるところ(以下「療養費用算定方法」という。)及び同法第八十五條第二項の規定により厚生労働大臣が定める基準(以下「食事療養費用算定基準」という。)に定めるところにより算定した額に百分の百十を乗じて得た額とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第十六條 (略)</p> <p>例) (指定管理者の指定を取り消した場合等の特例)</p> <p>第十六條の二 知事は、指定管理者の指定を受ける者がなく、指定管理者を指定することができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、福山若草園の管理を行うものとする。</p> <p>2) 知事は、前項の規定により福山若草園の管理を行う場合においては、福山若草育成園又は福山若草療育園を利用する者及び宿泊施設を利用する者から、使用料を徴収する。</p> <p>3) 第七條及び第八條の規定は、前項の使用料について準用する。この場合において、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者が別表第二に定める金額の範囲内で知事の承認を受けて定める」とあるのは「別表第二に定める金額の範囲内で知事が定める」と、「指定管理者は」とあるのは「知事は」と読み替えるものとする。</p>	<p>(利用料金等の納付等)</p> <p>第七條 福山若草育成園又は福山若草療育園を利用する者(法第二十七條第一項第三号の規定により入所する者を除く。)は、別表第一に定める利用料金又は別表第三に定める手数料を納付しなければならない。ただし、消費税法(昭和六十三年法律第八号)別表第一第六号に掲げる療養若しくは医療又はこれらに類するものとしての資産の譲渡等(これらのうち特別の病室の提供その他の財務大臣の定めるものにあつては、財務大臣の定める金額に相当する部分に限る。)に該当しないものに係る診療料及び食事療養料については、別表第一(備考一を除く。)の規定にかかわらず、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七十六條第二項の規定により厚生労働大臣が定めるところ(以下「療養費用算定方法」という。)及び同法第八十五條第二項の規定により厚生労働大臣が定める基準(以下「食事療養費用算定基準」という。)に定めるところにより算定した額に百分の百十を乗じて得た額とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第十六條 (略)</p>

(広島県立障害者療育支援センター設置及び管理条例の一部改正)

第十八條 広島県立障害者療育支援センター設置及び管理条例(昭和五十六年広島県条例

第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用料金等の納付等)</p> <p>第七条 松陽寮を利用する者(知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十六条第一項第二号の規定により入所する者を除く。以下同じ。)<u>又はわかば療育園を利用する者(児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により入所する者を除く。以下同じ。)</u>は別表第一に定める利用料金又は別表第三に定める手数料を、宿泊施設等を利用する者は指定管理者が別表第二に定める金額の範囲内で知事<u>の承認を受けて定める</u>利用料金を納付しなければならぬ。ただし、消費税法(昭和六十三年法律第八号)別表第一第六号に掲げる療養、医療若しくは施設療養又はこれらに類するものとしての資産の譲渡等(これらのうち特別の病室の提供その他の財務大臣の定めるものにあつては、財務大臣の定める金額に相当する部分に限る。)に該当しないものに係る診療料及び食事療養料については、別表第一(備考一を除く。)の規定にかかわらず、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七十六条第二項の規定により厚生労働大臣が定めるところ(以下「療養費用算定方法」という。)<u>及び同法第八十五条第二項の規定により厚生労働大臣が定める基準(以下「食事療養費用算定基準」という。)</u>に定めるところにより算定した額に百分の百十を乗じて得た額とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第十六条 (略)</p> <p>例 (指定管理者の指定を取り消した場合等の特 第十六条の二) 知事は、指定管理者の指定を受ける者がなく、指定管理者を指定することができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、療育支援センターの管理を行うものとする。</p> <p>2 知事は、前項の規定により療育支援センターの管理を行う場合においては、松陽寮を利用する者又はわかば療育園を利用する者及び宿泊施設等を利用する者から、使用料を徴収する。</p> <p>3 第七条及び第八条の規定は、前項の使用料</p>	<p>(利用料金等の納付等)</p> <p>第七条 松陽寮を利用する者(知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十六条第一項第二号の規定により入所する者を除く。以下同じ。)<u>又はわかば療育園を利用する者(児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により入所する者を除く。)</u>は別表第一に定める利用料金又は別表第三に定める手数料を、宿泊施設等を利用する者は指定管理者が別表第二に定める金額の範囲内で知事<u>の承認を受けて定める</u>利用料金を納付しなければならぬ。ただし、消費税法(昭和六十三年法律第八号)別表第一第六号に掲げる療養、医療若しくは施設療養又はこれらに類するものとしての資産の譲渡等(これらのうち特別の病室の提供その他の財務大臣の定めるものにあつては、財務大臣の定める金額に相当する部分に限る。)に該当しないものに係る診療料及び食事療養料については、別表第一(備考一を除く。)の規定にかかわらず、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七十六条第二項の規定により厚生労働大臣が定めるところ(以下「療養費用算定方法」という。)<u>及び同法第八十五条第二項の規定により厚生労働大臣が定める基準(以下「食事療養費用算定基準」という。)</u>に定めるところにより算定した額に百分の百十を乗じて得た額とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第十六条 (略)</p>

<p>「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者が別表第二に定める金額の範囲内で知事の承認を受けて定める」とあるのは「別表第二に定める金額の範囲内で知事が定める」と、「指定管理者は」とあるのは「知事は」と読み替えるものとする。</p>	
--	--

(広島県聴覚障害者センター設置及び管理条例の一部改正)

第十九条 広島県聴覚障害者センター設置及び管理条例(平成二十八年広島県条例第五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第十一条 (略)</p> <p>(指定管理者の指定を取り消した場合等の特例)</p> <p>第十二条 知事は、指定管理者の指定を受ける者がなく、指定管理者を指定することができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、センターの管理を行うものとする。</p> <p>第十三条 (略)</p>	<p>第十一条 (略)</p> <p>第十二条 (略)</p>

(広島県立産業会館設置及び管理条例の一部改正)

第二十条 広島県立産業会館設置及び管理条例(昭和四十五年広島県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第十八条 (略)</p> <p>(指定管理者の指定を取り消した場合等の特例)</p> <p>第十九条 知事は、指定管理者の指定を受ける者がなく、指定管理者を指定することができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、産業会館の管理を行うものと</p>	<p>第十八条 (略)</p>

<p>2 知事は、前項の規定により産業会館の管理を行う場合においては、産業会館を利用する者から、使用料を徴収する。</p> <p>3 第十条第一項及び第三項並びに第十一条の規定は、前項の使用料について準用する。この場合において、これらの規定中「指定管理者が別表に定める金額の範囲内で知事の承認を受けて定める」とあるのは「別表に定める金額の範囲内で知事が定める」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、「第七条第一項の利用の許可を受けた者（以下「利用許可を受けた者」という。）」とあるのは「使用料を納付した者」と、「指定管理者は」とあるのは「知事は」と読み替えるものとする。</p>	
<p>第二十条 (略)</p>	<p>第十九条 (略)</p>

(広島県立産業技術交流センター設置及び管理条例の一部改正)
 第二十一条 広島県立産業技術交流センター設置及び管理条例（昭和六十三年広島県条例第二号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第十八条 (略)</p> <p>(指定管理者の指定を取り消した場合等の特例)</p> <p>第十九条 知事は、指定管理者の指定を受ける者がなく、指定管理者を指定することができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、センターの管理を行うものとする。</p> <p>2 知事は、前項の規定によりセンターの管理を行う場合においては、別表の施設を利用する者から、使用料を徴収する。</p> <p>3 第十条第一項及び第三項並びに第十一条の規定は、前項の使用料について準用する。この場合において、これらの規定中「指定管理者が別表に定める金額の範囲内で知事の承認を受けて定める」とあるのは「別表に定める金額の範囲内で知事が定める」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、「第七条第一項の利用の許可を受けた者（以下「利用許可を受けた者」という。）」とあるのは「使用料を納付した者」と、「指定管理者は」とあるのは「知事は」と読み替えるものとする。</p>	<p>第十八条 (略)</p>

第二十条 (略)

第十九条 (略)

(広島県栽培漁業センター設置及び管理条例の一部改正)

第二十二号 広島県栽培漁業センター設置及び管理条例(昭和五十六年広島県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第六条 (略)</p> <p>(指定管理者の指定を取り消した場合等の特例)</p> <p>第七条 知事は、指定管理者の指定を受ける者がいないとき、指定管理者を指定することができないうとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、栽培漁業センターの管理を行うものとする。</p> <p>第八条 (略)</p>	<p>第六条 (略)</p> <p>第七条 (略)</p>

(広島県緑化センター設置及び管理条例の一部改正)

第二十三号 広島県緑化センター設置及び管理条例(昭和五十五年広島県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第九条 (略)</p> <p>(指定管理者の指定を取り消した場合等の特例)</p> <p>第十条 知事は、指定管理者の指定を受ける者がいないとき、指定管理者を指定することができないうとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、緑化センターの管理を行うものとする。</p> <p>第十一条 (略)</p>	<p>第九条 (略)</p> <p>第十条 (略)</p>

(広島県広島ヘリポート条例の一部改正)

第二十四条 広島県広島ヘリポート条例（平成二十三年広島県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第二十四条（略）</p> <p>（指定管理者の指定を取り消した場合等の特例）</p> <p>第二十五条 知事は、指定管理者の指定を受け る者がないとき、指定管理者を指定すること ができないとき、又は指定管理者の指定を取 り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の 全部若しくは一部の停止を命じたときは、指 定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終 了するまでの間、ヘリポートの管理を行うも のとする。</p> <p>第二十六条（略）</p>	<p>第二十四条（略）</p> <p>第二十五条（略）</p>

（広島県港湾施設管理条例の一部改正）

第二十五条 広島県港湾施設管理条例（昭和二十八年広島県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第十六条（略）</p> <p>（指定管理者の指定を取り消した場合等の特例）</p> <p>第十六条の二 知事は、指定管理者の指定を受け る者がないとき、指定管理者を指定すること ができないとき、又は指定管理者の指定を取 り消し、若しくは期間を定めて管理の業務 の全部若しくは一部の停止を命じたときは、 指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が 終了するまでの間、港湾施設の管理を行うも のとする。</p> <p>2 知事は、前項の規定により港湾施設の管理 を行う場合においては、使用者から、使用料 を徴収する。</p> <p>3 第五条の規定は、前項の使用料について準 用する。この場合において「使用料又は利用 料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理 者が別表第一に規定する金額の範囲内で知事 の承認を受けて定める利用料金」とあるのは 「別表第一に規定する金額の範囲内で知事が</p>	<p>第十六条（略）</p>

定める使用料」と読み替えるものとする。

(広島県漁港管理条例の一部改正)

第二十六条 広島県漁港管理条例(昭和四十年広島県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第十四条の四 (略)</p> <p>(指定管理者の指定を取り消した場合等の特例)</p> <p>第十四条の五 知事は、指定管理漁港施設について、指定管理者の指定を受ける者がいないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、指定管理漁港施設の管理を行うものとする。</p> <p>2 知事は、前項の規定により指定管理漁港施設の管理を行う場合においては、指定管理漁港施設を使用する者から、使用料を徴収する。</p> <p>3 第十二条の二第一項の規定は、前項の使用料について準用する。この場合において「指定管理者が別表第三に規定する金額の範囲内で知事の承認を受けて定める利用料金」とあるのは、「別表第三に規定する金額の範囲内で知事が定める使用料」と読み替えるものとする。</p>	<p>第十四条の四 (略)</p>

(広島県マリーナ条例の一部改正)

第二十七条 広島県マリーナ条例(平成八年広島県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第十八条 (略)</p> <p>(指定管理者の指定を取り消した場合等の特例)</p> <p>第十九条 知事は、指定管理者の指定を受ける者がいないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全</p>	<p>第十八条 (略)</p>

<p>部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、マリナー施設の管理を行うものとする。</p> <p>2 知事は、前項の規定によりマリナー施設の管理を行う場合においては、使用者から、使用料を徴収する。</p> <p>3 第九条の規定は、前項の使用料について準用する。この場合において「指定管理者が別表第一に定める金額の範囲内で知事の承認を受けて定める利用料金」とあるのは、「別表第一に定める金額の範囲内で知事が定める使用料」と読み替えるものとする。</p> <p>第二十条 (略)</p>	<p>第十九条 (略)</p>
---	-----------------

(ボートパーク広島設置及び管理に関する条例の一部改正)

第二十八条 ボートパーク広島設置及び管理に関する条例(平成十七年広島県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第十八条 (略)</p> <p>(指定管理者の指定を取り消した場合等の特例)</p> <p>第十九条 知事は、指定管理者の指定を受ける者がないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、ボートパーク施設の管理を行うものとする。</p> <p>2 知事は、前項の規定によりボートパーク施設の管理を行う場合においては、使用者から、使用料を徴収する。</p> <p>3 第九条の規定は、前項の使用料について準用する。この場合において「指定管理者が別表第一に定める金額の範囲内で知事の承認を受けて定める利用料金」とあるのは、「別表第一に定める金額の範囲内で知事が定める使用料」と読み替えるものとする。</p> <p>第二十条 (略)</p>	<p>第十八条 (略)</p> <p>第十九条 (略)</p>

(広島県都市公園条例の一部改正)

第二十九条 広島県都市公園条例(昭和五十五年広島県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第二十四条（略）</p> <p>（指定管理者の指定を取り消した場合等の特例）</p> <p>第二十五条 知事は、指定管理者の指定を受け る者がいないとき、指定管理者を指定すること ができないとき、又は指定管理者の指定を取 り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の 全部若しくは一部の停止を命じたときは、指 定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終 了するまでの間、都市公園の管理を行うもの とする。</p> <p>2 知事は、前項の規定により都市公園の管理 を行う場合においては、別表第一及び別表第 二に掲げる有料施設等を利用する者から、使 用料を徴収する。</p> <p>3 第十七条（第一項に限る。）から第十九条 までの規定は、前項の使用料について準用す る。この場合において、これらの規定中「指 定管理者がこれらの表に定める金額の範囲内 で知事の承認を受けて定める」とあるのは「 これらの表に定める金額の範囲内で知事が定 める」と、「利用料金」とあるのは「使用料 」と、「指定管理者は」とあるのは「知事は 」と、「第十四条第一項の許可を受けた者（ 以下「利用許可を受けた者」という。）」と あるのは「使用料を納付した者」と読み替え るものとする。</p> <p>第二十六条（略）</p>	<p>第二十四条（略）</p> <p>第二十五条（略）</p>

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。